



平成25年7月17日（水）
愛知県教育委員会高等学校教育課
進路指導グループ
担当 小島・鈴木・栗木・堀田・林
内線 3900・3906
（ダイヤルイン）052-954-6786

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成25年度第2回）
の結果について

このたび、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議から諮問事項1のまとめについて報告を受けたのでお知らせします。

記

- 1 日時
平成25年7月17日（水） 午後2時から午後4時まで
- 2 会場
愛知県自治センター 12階 E会議室
- 3 議長
中京大学現代社会学部教授 むら かみ たかし
 村 上 隆
- 4 委員の構成
 - (1) 学識経験者、一般有識者
 - (2) 公立高等学校の校長及び教諭
 - (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
 - (4) P T A 関係者
 - (5) 県教育委員会事務局
- 5 会議の内容
愛知県公立高等学校入学者選抜方法について
〔諮問事項〕
 - 1 長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方について
 - 2 全日制課程における新しい入学者選抜制度のあり方について



平成25年7月17日

愛知県教育委員会教育長

野村道朗 殿

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

議長 村上 隆

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について（報告）

平成25年6月14日に諮問のありましたこのことについて、慎重に検討・協議を行った結果、諮問事項1「長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方について」は、別紙のとおりま
とめを得たので、ここに報告いたします。

なお、諮問事項2「全日制課程における新しい入学者選抜のあり方について」は、継続
して協議することとします。

平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

ま と め

諮問事項 1 について

愛知県公立高等学校入学者選抜方法を、次のようにすることが望ましい。

長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方については、次のとおりとする。

- 1 全日制課程の一般入学、定時制課程及び通信制課程の全校、全学科において長期欠席者等にかかる選抜を行う。
- 2 この選抜に申請できるのは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 中学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者
 - (2) やむを得ない事情により、第3学年の欠席日数が出席すべき日数の半分以上である者ただし、この欠席日数には生徒指導要録上は出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けたりした日数を含めることとする。
- 3 申請にあたっては、「長期欠席者等にかかる選抜申請書」及び「自己申告書A」を志願先の高等学校長に提出する。
- 4 申請者全員に対して個人面接を実施する。
- 5 高等学校長は、提出された調査書の「学習の記録」における評定を参考にしつつ、全日制課程においては、調査書の他の記載事項、学力検査及び面接の結果、並びに提出書類等を選抜資料として、総合的な判断により校内順位を決定し、定時制課程及び通信制課程においては、調査書の他の記載事項、面接を含む入学検査の結果及び提出書類を選抜資料として、総合的な判断により合格者を決定する。
- 6 実施時期は、平成26年度入学者選抜からとする。

説明資料

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（平成25年度第2回）について

本年度の諮問事項は次のとおりである。

- 1 長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方について
- 2 全日制課程における新しい入学者選抜制度のあり方について

諮問事項1について、以下のとおりまとめが得られた。

諮問事項1

長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方について

諮問理由

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議では、平成12年度に「中学校時代における欠席日数の多い志願者にかかる選抜方法のあり方について」を諮問し、欠席日数の多い志願者の事情を的確に把握し、高等学校で学ぶ意欲などをより適切に評価することができる選抜方法のあり方について検討した。

この結果、平成13年度より、中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち希望する者は、「自己申告書A」を提出できることとした。

また、不登校生徒や、登校しても教室に入れない生徒の状況が多様化していることから、別室登校等で生徒指導要録上は出席扱いとなっている生徒の高校受験に対応するために、平成25年度入学者選抜から保健室登校等の別室登校の日数や適応指導教室等の学校外の施設で相談、指導を受けた日数と欠席日数とを合算すると30日程度以上となる受験生も自己申告書Aが提出できることとする改善を加えた。

さらに、欠席日数等が著しく多く、生徒指導要録の各教科の学習の記録欄に評定を記入することが難しい生徒の実情に、よりきめ細かく対応するため、長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方について検討する必要がある。

まとめ

長期欠席者等にかかる選抜方法のあり方については、次のとおりとする。

- 1 全日制課程の一般入学、定時制課程及び通信制課程の全校、全学科において長期欠席者等にかかる選抜を行う。
- 2 この選抜に申請できるのは、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 中学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者
 - (2) やむを得ない事情により、第3学年の欠席日数が出席すべき日数の半分以上である者ただし、この欠席日数には生徒指導要録上は出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けた日数を含めることとする。
- 3 申請にあたっては、「長期欠席者等にかかる選抜申請書」及び「自己申告書A」

- を志願先の高等学校長に提出する。
- 4 申請者全員に対して個人面接を実施する。
 - 5 高等学校長は、提出された調査書の「学習の記録」における評定を参考にしつつ、全日制課程においては、調査書の他の記載事項、学力検査及び面接の結果、並びに提出書類等を選抜資料として、総合的な判断により校内順位を決定し、定時制課程及び通信制課程においては、調査書の他の記載事項、面接を含む入学検査の結果及び提出書類を選抜資料として、総合的な判断により合格者を決定する。
 - 6 実施時期は、平成26年度入学者選抜からとする。

解説

- (1) 欠席日数等が多いが、高等学校進学への強い意志をもつ生徒は、それぞれの状況によって課程を選択すると考えられるため、全日制課程、定時制課程及び通信制課程の全校、全学科においてこの選抜方法を行うこととした。
- (2) この選抜方法には、中学校長等が適用の申請を行う際に生徒の状況が把握しやすい方がよいと、中学校卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程修了見込みの者が申請できることとした。
- (3) 欠席日数については、申請するに当たって基準が必要である。この選抜方法の適用対象は、他県の例を参考にして第3学年の欠席日数が出席すべき日数の半分以上である者とするのが適当であると考えた。
- (4) この選抜方法を設けることにより、欠席日数等が多い生徒の高等学校進学機会が拡大されるが、欠席の事情は生徒によってさまざまである。学校に来たくても来ることができない不登校生徒や、病気等の理由で長期入院している生徒など、やむを得ない事情により欠席日数等が多くなっている者を対象とすることが適当であると考えた。
- (5) なお、保健室登校等の生徒は生徒指導要録上は出席扱いとなっても、教室で授業を受けていないことに配慮し、欠席日数には保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けたりした日数を含めることとした。
- (6) 高等学校長は、志願者の欠席等の理由を十分に把握した上で入学者の選抜を行う必要がある。そのため、この選抜方法の適用を申請する者には、申請書に加え、志願者本人が欠席の理由等を記載した「自己申告書A」を提出させることとした。
- (7) また、本人の状況等をより具体的に把握する必要があるため、個人面接を行うこととした。
- (8) 入学者の選抜については、海外現地校からの出願者など、「所定の調査書を提出できない者の取り扱い」に準じて行うこととした。選抜にあたっては、申請者それぞれの事情に配慮し、調査書の「学習の記録」における評定は参考とし、全日制課程においては、調査書の他の記載事項、学力検査・面接の結果や提出書類等を選抜資料として、総合的な判断により、校内順位を決定することとした。定時制課程及び通信制課程においては、調査書の他の記載事項、面接を含む入学検査の結果及び提出書類を選抜資料として、総合的な判断により合格者を決定することとした。
- (9) 可能な限り早く実施することが望ましいと考え、来春の平成26年度入学者選抜から実施することとした。

諮問事項 2 については、継続して協議する。

諮問事項 2

全日制課程における新しい入学者選抜制度のあり方について

諮問理由

平成24年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議のまとめを受け、平成24年9月に愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議（以下、「検討会議」という）が設置された。

この検討会議では、学区、群及びグループについて、一般入学における2校受検のあり方について、推薦入学のあり方について、一般入学学力検査及び面接について、学力検査と調査書比率について、入試日程のあり方についての6点を中心に検討がなされ、今年5月に改善の方向性についてまとめを得た。

このまとめを踏まえて、新たな入学者選抜の方法について具体的に定める必要がある。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者
- (6) 県教育委員会事務局

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

平成25年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

中京大学現代社会学部教授（議長）	むら 村	かみ 上	たかし 隆
南山大学人文学部教授（副議長）	おか 岡	だ 田	じゆん いち 順 一
愛知教育大学教職大学院教授	さ 佐	とう 藤	よう いち 洋 一
愛知教育大学教育学部教授	つち 土	や 屋	たけ し 武 志
至学館高等学校長	まつ 松	もと 本	よし お 吉 男
トヨタ自動車株式会社人事部名古屋人事室長	いた 板	がき 垣	かつ ひろ 克 宏
名古屋銀行人事部係長	かわ 川	た 田	え り 絵 里
愛知県地域婦人団体連絡協議会長	やま 山	だ 田	ひさ こ 久 子
愛知県公立高等学校PTA連合会長	は 土	し 師	やす く に やす 康 邦
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	みず 水	の 野	せい き 成 規
名古屋市教育委員会学校教育部長	もり 森		かず ひさ 和 久
尾張旭市教育委員会教育長	たま 玉	き 置	も 基 とい
みよし市教育委員会教育長	お 小	の 野	だ けん じ 田 賢 治
愛知県立岡崎高等学校長	いわ 岩	ま 間	ひろし 博
愛知県立時習館高等学校長	はやし 林		たか き たか 樹 誉
名古屋市立桜台高等学校長	あさ 朝	くら 倉	たか し たか し 隆 司
愛知県立愛知工業高等学校長	かわ 川	しま 嶋	しげ かつ しげ 繁 勝
岡崎市立井田小学校長	おか 岡	だ 田	ゆたか 豊
南知多町立内海中学校長	うち 内	だ 田	みき お みき お 幹 男
名古屋市立原中学校長	たき 瀧	もと 本	かず の り 和 則
豊川市立小坂井中学校長	やま 山	だ 田	きよ し きよ し 清 志
愛知県立旭野高等学校教諭	ささ 笹	やま 山	しげ あき しげ あき 茂 晃
名古屋市立工芸高等学校教諭	こ 小	じま 島	とし き とし き 俊 樹
名古屋市立白鳥小学校教諭	すぎ 杉	やま 山	み つ つ み つ 美 津 夫
愛知県総合教育センター所長	すぎ 杉	うら 浦	けい いち ろう 慶 一 郎